

●香川県広域水道企業団告示第3号

令和2年度の香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計の予算について、次とおり令和2年2月6日香川県広域水道企業団議会の議決を経た。

令和2年2月14日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		425,054戸
(2) 年間総給水量		124,485,103 m ³
(3) 1日平均給水量		341,055 m ³
(4) 主な建設改良事業	広域水道施設整備事業	1,794,292千円
	経年施設更新整備事業	10,436,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		24,127,815千円
第1項 営業収益		21,895,867千円
第2項 営業外収益		2,231,891千円
第3項 特別利益		57千円
	支	出
第1款 水道事業費用		22,869,396千円
第1項 営業費用		21,370,280千円

第2項 営業外費用	1,429,525千円
第3項 特別損失	19,591千円
第4項 予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,877,092千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		6,361,544千円
第1項 企業債		3,904,800千円
第2項 出資金		440,391千円
第3項 補助金		1,477,746千円
第4項 負担金		536,415千円
第5項 加入金		2,050千円
第6項 固定資産売却代金		142千円
	支	出
第1款 水道事業資本的支出		20,238,636千円
第1項 建設改良費		16,349,150千円
第2項 企業債償還金		3,568,084千円
第3項 他団体借入金償還金		4,744千円
第4項 基金造成費		10千円
第5項 補助金返還金		276,648千円
第6項 予備費		40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
口座振替とりまとめ サービス委託	令和3年度 ～ 令和6年度	144,000
漏水修繕積算システム 保守点検業務委託	令和3年度 ～ 令和6年度	6,000
肥土山浄水場更新工事	令和3年度 ～ 令和6年度	2,805,547
中部浄水場排水処理 機械設備工事	令和3年度	199,000
中部浄水場排水処理 電気設備工事	令和3年度	159,000
西部浄水系管路維持修繕工事	令和3年度	4,500
中部浄水系上水管路維持修繕工事	令和3年度	4,000
綾川浄水系上水管路維持修繕工事	令和3年度	4,000
綾川浄水系上水管路維持修繕工事	令和3年度	2,200
東部浄水系管路維持修繕工事	令和3年度	18,000

事 項	期 間	限 度 額
西部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和3年度	千円 6,000
中部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和3年度	2,800
綾川浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和3年度	7,000
東部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和3年度	5,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 3,904,800	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	% 償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,252,688千円

(2) 交際費 432千円

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、133,538千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、287,251千円と定める。

令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		38事業所
(2) 年間総給水量		21,318,000m ³
(3) 1日平均給水量		58,406m ³
(4) 主な建設改良事業	経年施設更新整備事業	712,987千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		832,207千円
第1項 営業収益		797,300千円
第2項 営業外収益		34,907千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		781,343千円
第1項 営業費用		738,608千円
第2項 営業外費用		37,735千円
第3項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額576,281千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入		370,000千円
第1項 企業債		370,000千円
	支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出		946,281千円
第1項 建設改良費		730,359千円
第2項 企業債償還金		54,042千円
第3項 他団体借入金償還金		160,880千円
第4項 予備費		1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中部浄水場排水処理事 機械設備工事	令和3年度	101,000 千円
中部浄水場排水処理事 電気設備工事	令和3年度	81,000
中部浄水系上水管路維持修繕工事	令和3年度	4,000
綾川浄水系上水管路維持修繕工事	令和3年度	5,000

事 項	期 間	限 度 額
中 部 浄 水 場 電 気 ・ 機 械 設 備 維 持 修 繕 工 事	令 和 3 年 度	千円 600
綾 川 浄 水 場 電 気 ・ 機 械 設 備 維 持 修 繕 工 事	令 和 3 年 度	1,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建 設 改 良 事 業	千円 370,000	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	% 償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

77,676千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。